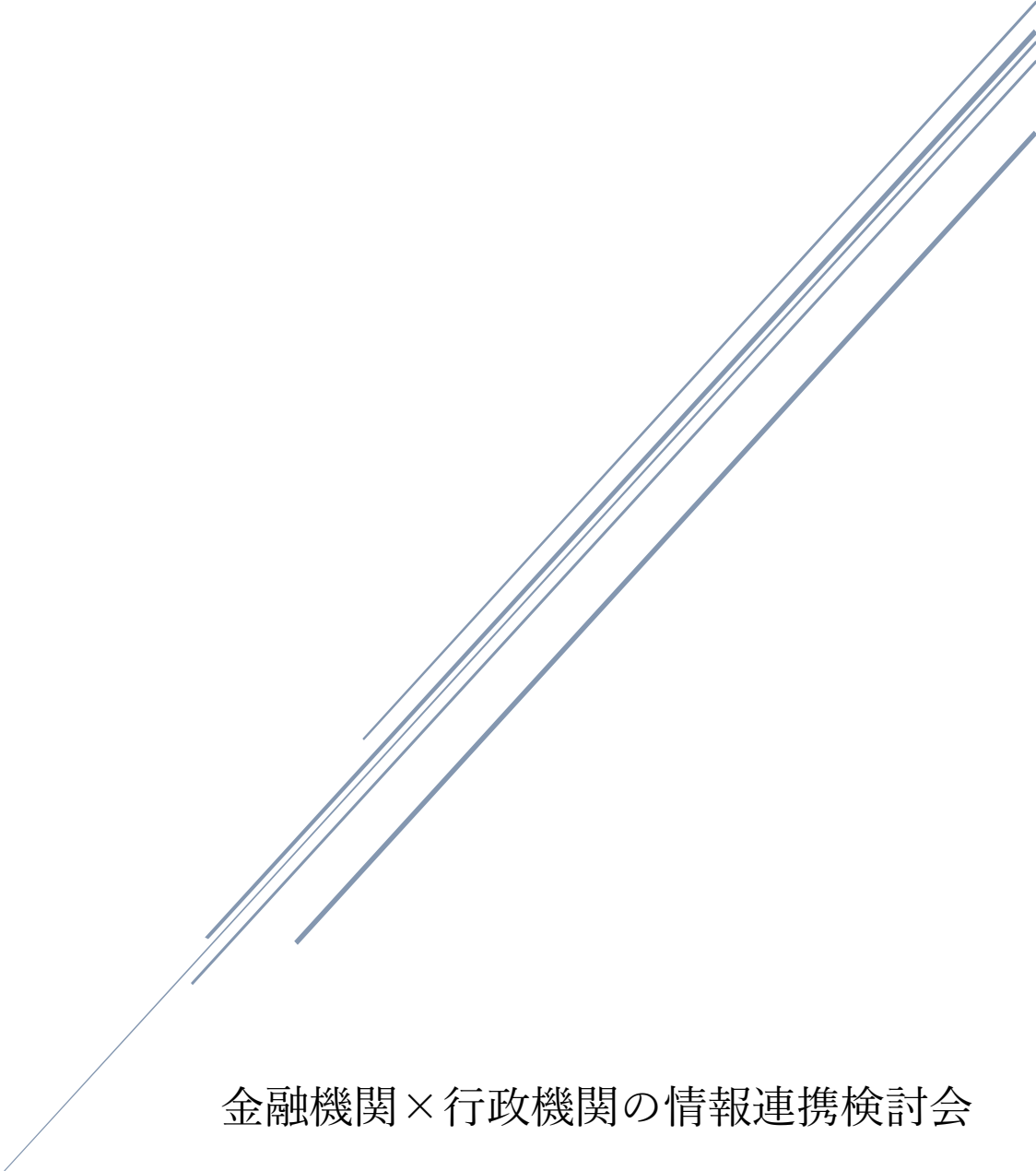


金融機関×行政機関の情報連携検討会

課題検討ワーキング・グループに おける検討結果



金融機関×行政機関の情報連携検討会

令和3年6月

1. 預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて

(1) 現状

国税通則法や生活保護法等の法令に基づき行政事務の執行上の必要性から行われる税務調査や資産調査等に際して、行政機関から金融機関に対して調査対象者に係る預貯金等の照会・回答が行われている。

こうした照会・回答は原則書面により行われており、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及んでいるところ、特に照会を受け、回答を行う金融機関において、大きな業務負担となっている。

(2) 金融機関×行政機関の情報連携検討会

こうした状況を踏まえ、行政機関と金融機関との間で行われる預貯金等の照会・回答業務における課題を整理し、対応策を示すために、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁を事務局として、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」（以下、検討会）を設置した（令和元年 8 月）。

当検討会における議論の結果、預貯金等の照会・回答業務に係る金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく方針が示された。

【参考】金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ

（令和元年 11 月）（抜粋）

＜目指す将来像＞

預貯金等の照会・回答業務について、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することとし、また、デジタル化の取組を普及させることにより、省力化・迅速化を実現する。

検討会において示された方針を実現すべく、検討会の下に、各行政機関・金融機関の実務担当者で構成される「課題検討ワーキング・グループ」（以下、WG）を設置した（メンバーは別添 1 参照）。WG において、行政機関と金融機関の間で調整が求められる実務的・技術的な事項、具体的には①BPR（フォーマット等）、②本人特定の粒度、③費用対効果の 3 点について、議論・検討を行った。

2. 検討結果

(1) BPR（フォーマット等）

【現状と課題】

上述の通り、行政機関と金融機関との間での預貯金等の照会・回答は年間6,000万件に及ぶにもかかわらず、基本的に書面により照会・回答を行っている。また、行政機関からの照会様式は統一されておらず、照会項目もその目的に応じて異なっているため、金融機関において仕分け、照合、文書の作成、郵送など、個別での判断や人手による対応が必要とされる場合が多く、負担が大きいものとなっている。

このため、回答を行うまでに時間を要する場合があります、結果として迅速な行政執行が出来ないなど、金融機関における業務負担のみならず、行政機関においても業務に支障が生じている場合も見受けられる。

【WG における議論】

預貯金等の照会に対する回答の負担軽減及び迅速化を実現するため、原則的に、書面ではなくデジタルで照会・回答を行っていくこと、そのための環境整備を行政機関、金融機関及びサービス事業者が協力して進めていくことが必要である。

預貯金等の照会・回答業務をデジタル化¹していくために、現状のインフラを前提とすると、金融機関・行政機関の双方において保有データのデジタル化を進め、民間サービス事業者のサービスを活用することとなるが、その前提として、行政機関、金融機関、サービス事業者間で効率的にデータのやり取りを行うため、行政機関からの照会項目について標準様式（フォーマット）を作成することが有用である。

また、行政機関からの照会項目は多岐にわたる一方、全ての項目を同時にデジタル化することは金融機関のシステム対応上困難であるため、システム更改等のタイミングに合わせて段階的にデジタル化を行っていくことが望ましい。しかし、行政機関と金融機関それぞれでデジタル対応可能な対象項目が異なると照会や回答にあたって混乱が生じる可能性があるため、標準様式（フォーマット）

¹ 本報告書における預貯金等照会・回答の「デジタル化」は、特に記載のない限り、「民間事業者によるサービス等を活用し、預貯金等の照会・回答を自動的または半自動的に行うことで、業務効率化を実現すること」を指すものとする。

ット)の項目において、直ちにデジタル化すべき項目、具体的には、行政機関が取引の有無を照会するために必要な項目であり、かつ、金融機関にとっても優先的にデジタルで保管・処理すべき「必須項目」とそれ以外の項目とを区分けし、金融機関と行政機関、サービス事業者間の共通理解とすることが有用である。

【検討結果】

金融機関への照会は預貯金口座、証券口座、生命保険契約、損害保険契約に関して行われているが、そのうち銀行等口座及び生命保険契約に関するものが全体のうち大半を占めている。したがって、行政機関のニーズ及び金融機関のデータ保有状況等を踏まえ、銀行や協同組織金融機関等に対する預貯金口座の照会用のフォーマット（以下、銀行等フォーマット）（別添2）及び生命保険契約の照会用フォーマット（以下、生命保険フォーマット）（別添3）を策定した。

また、銀行等フォーマット及び生命保険フォーマットのそれぞれにおいて、氏名、生年月日、住所、口座番号、取引開始日等の顧客属性、取引に係る基本的なデータについては、「必須項目」とし、行政機関・金融機関の双方が原則としてデジタルで照会・回答を行うべき項目として整理した。なお、その他の項目は「任意項目」として、当面は、従来と同様の書面等による照会・回答も許容することとする。

必須項目とされたものについては、原則としてデジタルで照会・回答するため、サービス事業者においても上記のフォーマットと整合的なサービス提供を行うことが望ましい。

また、デジタル化を進めていく上では、任意項目を順次必須項目へ移行させる必要がある。したがって、事務局において、行政機関・金融機関のデジタル化状況について定期的にフォローアップを行い、デジタル化を推進していく²。

なお、マイナンバーについては、現在、児童手当等の社会保障に係る資産調査や税務調査等で活用できるものとされており、預貯金口座の名義人とマイナンバーが紐づけば、効率的に照会・回答が可能となる。先般、本人の同意によ

² デジタル化による照会・回答の枠組みが円滑に機能するためには、前提として厳格な本人確認を行うことが重要であり、その観点から、金融機関においてはマイナンバーカードを用いた公的個人認証等による本人確認のデジタル化・厳格化が望まれる。

り、預貯金口座にマイナンバーを付番する「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」が国会に提出され、成立した（令和３年５月１２日）。本法律を受け、付番の促進が進むことで、マイナンバーを用いた照会・回答を行う環境が整うことを踏まえれば、令和６年中の本格施行を見据え、フォーマットにおいてマイナンバーを必須項目と位置付けることが適切と考えられる³⁴。事務局においても、マイナンバーを用いた照会・回答が円滑に進むように、必要な検討を行っていく。

参考１：BPR（フォーマット等）に関するその他の論点

別添２及び別添３のフォーマットに記載されている事項について、まずは行政機関がデジタルで照会することが見込まれるが、特に任意項目については、金融機関がデジタルで回答できない場合も考えられる。しかし、金融機関がデジタルで回答できない要因については、①システムで自動的に対応することができない（PDF ないし書面等では回答可能）ケースと、②そもそもデータを保有せず、書面等であっても回答ができないケース、が存在する。

WG において、金融機関がデジタルで回答できない要因が①か②なのか不明である場合には、行政機関はデジタルで照会后、再度書面で照会をしなくてはならず、逆に行政機関の照会コストが増えるとの指摘がなされた。

こうした問題に対応するため、WG で議論を行ったところ、以下の方法で照会・回答を行えば効率的であると考えられるところ、今後、サービス事業者や金融機関においては、システム更改時等のタイミングにおいて、必要なシステム整備を行うことが期待される。

- 行政機関からの照会に対し、金融機関がデジタルで回答できない項目については、上記①と②を区別するためのコードを付す（コード処理方法はサービス事業者のサービスに沿う形式で行う）。もしくはサービス事業者の周知機能により、行政機関に周知する（例：項目 No.1 は書面回答可、項目 No.2 はデータなし（書面回答不可）と周知する）。
- ①の場合、行政機関が別途書面で再照会を行わずとも、金融機関は PDF

³ 生命保険契約も保険金等の支払時にマイナンバーの記入が求められていることを踏まえ、生命保険フォーマットにおいても、必須項目と位置付けることとする。

⁴ マイナンバーと同様、法人番号も必須項目と位置付けることとすることが適当と考えられる。

や書面等で回答を行う。

- 特に、金融機関がサービス事業者の周知機能によりデジタルで回答できない項目を示す場合、行政機関は事前に周知事項を確認の上、照会を行う。なお、デジタル化範囲外の照会については、金融機関の事務負担にも配慮しつつ、回答時間を要する可能性を認識の上、照会する。

（２）本人特定の粒度

【現状と課題】

行政機関から預貯金等の照会があった場合、金融機関は照会文書の記載内容を踏まえて口座等の特定を行っている。しかしながら、行政機関から提示される本人特定情報（氏名、住所、生年月日等）の粒度や書式が区々であることから、様々なケースにおいて金融機関の個別判断が必要となるため、金融機関の業務負担が大きくなり、また、行政機関に回答するための時間が長くかかってしまうため、行政機関の業務にも悪影響を及ぼしかねない。特に、行政機関からの照会内容をデータベースと照合した結果、複数の該当口座等が出る場合に顕著であり、口座等をどのように一意に絞り込むのか、複数者名をそのまま行政機関に回答すべきなのかといった考え方・基準が曖昧となっている。このように、本人特定に係る役割分担、責任の所在が不明確となっていることも、金融機関が口座等の特定に係る判断を、個別事案に応じ、慎重に行わざるを得ない要因となっており、結果としてコストと時間がかかっている。

【WG における議論】

金融機関における処理が迅速化されるためには、デジタル化を前提とした行政機関からの照会・金融機関からの回答に係る基本的な原則を定めることが効果的である。なお、本論点については、照会・回答の手法として、外字や濁点・小書き文字の取り扱い、住所の照会方法などの詳細についても一定の基準を定めることが望ましいとの指摘もなされた。

また、行政機関からの照会によって金融機関が口座等の特定を行う場合、特に複数の該当口座等が生じる場合に、金融機関が行うべきこと、責任の範囲を明確化すべきである。

【検討結果】

まずは行政機関からの照会・金融機関からの回答に係る基本的な原則として、行政機関は本人特定項目を組み合わせて照会を行うこととする。行政機関から照会を受けた金融機関は提示された項目のうち任意の項目を用いて、顧客データとの照会を行い、個人の場合、「氏名（カナ又は漢字）が一致、かつ住所又は生年月日が一致」した場合（詳細は別添4）、法人の場合、「法人名（カナ又は漢字）が一致」した場合に、行政機関に回答することができるものとする。より具体的に記載すると以下の通りとなる。

1. 行政機関は氏名《カナ又は漢字》を必須とし、少なくとも生年月日又は住所のいずれかを組み合わせて照会を行うものとするが、把握している全ての本人特定項目を用いて照会することが望ましい。
2. 金融機関は行政機関から提示された項目のうち任意の項目を用いて口座等の特定を行い、回答することができるものとする。なお、該当口座等がない場合はその旨を回答し、行政機関から提示された全ての本人特定項目を用いて口座等を特定したとしても、複数の口座等が該当した場合、複数の該当口座等に関する情報を回答することができるものとする。
3. 行政機関は一意に特定する情報(マイナンバー、法人番号、顧客番号、口座番号(支店番号を含む))を把握している場合、単独での照会も可とするが、把握している全ての本人特定項目を用いて照会することが望ましい。

行政機関と金融機関との間の役割・責任分担について、金融機関は行政機関に指定された項目により口座等の特定を行うが、行政機関から提示された全ての本人特定項目を用いて口座等の特定を行うまでは金融機関の責任であり、回答後の取り扱いについては行政機関の責任と整理することが考えられる。特に、金融機関が行政機関から提示された全ての情報を用いても複数の口座等が該当した場合、金融機関は複数の該当口座等に関する情報を行政機関に回答可能とするが、行政機関は当該回答をもとに行政を執行する際には、対象者が正当な当事者であることを当然に確認の上、判断することとなる。したがって、万が一行政機関が当該回答をもとに、別人に対して誤った行政対応を行ってしまった場合、それにより生じた責任は行政機関のみに帰属するものとする。

参考 2：本人特定の粒度に関するその他の論点

ここでは、本人特定の粒度について、上記以外で WG 参加者より提示された詳細な論点について、金融機関・行政機関及びサービス事業者の実務及び現状のシステムを前提として議論・検討した結果についてまとめる。

（氏名）

- 行政機関は、原則としてカナ・漢字の双方を用いて照会する。多くの金融機関がカナ氏名でデータを有していることを踏まえ、可能な限り、漢字のみでの照会は避けることが望ましい。
- 金融機関は、カナ氏名または漢字氏名のどちらかが完全一致している場合は「一致」とする。

（法人名）

- 行政機関は、原則として正式名称で照会する（例えば、(株)ではなく「株式会社」で照会）。
- 金融機関は、データの保有状況に応じた照合を行い回答する（例えば、略称や正式名称で照合）。名称のみで回答した場合には、その旨を行政機関に知らせる。

（住所）

- 行政機関は、原則として全ての住所情報（郵便番号及び文字情報）を用いて照会する。なお、「丁目」以下は「行政基本情報データ連携モデル（住所）」に基づき、半角数字と半角ハイフン区切りとする。
- 金融機関は、データの保有状況に応じた照合を行い回答する（例えば、郵便番号や先頭 5 文字（例：東京都千代）で照合）。

（注）金融機関の照合方式（郵便番号、先頭 5 文字等）は、サービス事業者の周知機能により、行政機関に周知する。

（生年月日、一意特定情報）

- 金融機関は、行政機関から示された生年月日及び一意特定情報（マイナンバー、法人番号、顧客番号、口座番号（支店番号を含む）等）については、完全に一致していることをもって「一致」とする。
- 生年月日は西暦（8 桁）で照会・回答を行う。生年月日が不一致の場合、回答を要しない。

（その他）

- 氏名・住所等で漢字を用いる際には「外字」は用いず、サービス事業者の

文字コードを用いて照会・回答を行う。

(注)仮に外字により漢字氏名での検索が困難であった場合でも、カナ氏名、生年月日など他のデータで一意に絞り込みを行える場合は、回答を行う。

- 半角カナの濁点・半濁点は、一文字として照会・回答を行う。
- カナの小さき文字は大文字として照会・回答を行う。

(3) 費用対効果

【現状と課題】

一般論として、書面で行われている預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することにより、金融機関・行政機関の双方において、業務の簡素化や迅速化、コスト縮減等の効果が期待されるところである。一方、デジタル化を行うためには、サービス事業者の活用を含め、金融機関・行政機関ともにシステム投資等、一定のコストを負担する必要がある。

業務のデジタル化を円滑に進めていく観点から、検討会において、デジタル化による利便性向上とコストを比較し、費用対効果についての考え方を整理することが求められているところ、WG において、サービス事業者及びサービス事業者を実際に活用している行政機関・金融機関からヒアリングを行った。

【検討結果】

行政機関及び金融機関がデジタル化の検討を行うに当たって、必要となる費用対効果の考え方について、定量的な効果と定性的な効果に分けて整理した。

定量的な効果は、大きく①費用削減効果と②業務時間削減効果に分けられる。費用削減効果(①)の検討に当たっては、現状費用(書面照会・回答に係る費用)と将来費用(デジタル化に係る費用)を比較し、現状費用が将来費用を上回っているかどうか確認することが有効である。その際には、現状費用は郵送費(郵便料金×照会・回答件数)及び実費(紙、印刷・コピー料金等)を直近の実績に基づき算出し、将来費用は、サービス事業者等の見積りをもとに、サービス利用料及び初期システム開発費用を算出するものとする。業務時間削減効果(②)については、現状(書面)と将来(デジタル化)のそれぞれの作業を洗い出した上で、各作業に要している時間を算出し、将来の作業時間が現状の作業時間を下回っていることを確認するものとする。

既に民間サービスを導入している行政機関からは、書面をデジタル化したこ

とで、書類の作成・印刷や承認・郵送に係るプロセスが大きく簡略化され、業務時間の削減が見込まれている（自治体によっては想定している金融機関が全て電子化された場合、年 1,272 時間削減できる見込み）。また、金融機関からは、本人特定業務の効率化の達成や、民間サービスの導入とともに勘定系システムの改修や RPA（Robotic Process Automation）を導入することにより、回答を自動的または半自動的に行うことで更なる業務時間削減、人員削減を実現したとの声が聞かれた。

定性的な効果としては、誤封入・誤発送の防止に伴う個人情報漏洩リスクの軽減、特に税務においては業務の簡素化などにより、より多くの滞納事案に早期に着手することが可能になる、また回答までの期間短縮による滞納整理業務の質の向上する、といった声がユーザーである行政機関から聞かれた。

このように、サービス事業者と契約し、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化を進めている先からは、費用対効果の面から民間サービスの導入を高く評価している様子が伺えた。

今後、未導入の行政機関や金融機関においては、自らの預貯金等照会・回答業務に係る費用対効果を分析し、中長期的に費用を上回る効果を見込んだ上で、前向きに導入を検討することが望まれる。一方、サービス事業者においては、利用者のニーズに応じてサービスの質を向上させることに加え、WG で合意したフォーマットに整合的なシステムを組むほか、金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適切な行政事務の遂行のため、サービス事業者間の協調・連携についても引き続き検討することが望ましい。

3. 今後の運び

WG において検討した結果を踏まえ、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化を円滑に進めていくためには、行政機関、金融機関、サービス事業者による積極的な取り組みが必要である。

デジタル化の進展、すなわち必須項目の増加に向けて、関係者による不断の取り組みを促すため、事務局から要請文を発出する。また、令和 3 年度以降、毎年度、アンケート調査等を通じてフォローアップを行い、行政機関・金融機関双方におけるデジタル化の対応予定時期やその進捗状況を確認するとともに、本報告書で示された方針・考え方に関して運用上の課題等の洗い出しを行う。更に、サービス事業者に対しても、行政機関・金融機関へのフォローアップ結果を踏まえつつ、ヒアリング等を行い、関係機関のニーズに対応したサービス提供に向け、フォローアップを行う。

その上で、フォローアップの結果や新たに生じた課題等については、WG 等の場を活用して関係者に共有し、課題の解決に向けた検討や更なるデジタル化に向けた働きかけを行っていく。また、デジタル・ガバメント実行計画の各種施策の実現による環境変化から更なる課題が明らかになった場合等においては、改めて WG の場で検討を進めていくこととする。

	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度以降 (令和 5 年度以降)
国（事務局）	WG 検討結果 とりまとめ	要請文発出 実態調査 フォローアップ 新たな課題等の 検討	実態調査 フォローアップ 新たな課題等の 検討	実態調査 フォローアップ 新たな課題等の 検討
行政機関・ 金融機関		システム更改等のタイミングで、順次デジタル化		
サービス事業者		各機関のニーズを踏まえたサービスの見直し・提供		

以 上